

# 令和8年度兵庫県移住ガイドブック作成業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度兵庫県移住ガイドブック作成業務

## 2 業務目的

兵庫県への移住促進に向け、県内への移住を検討している者を対象に、多彩な地域性、働きやすさ・暮らしやすさ等の兵庫の魅力や、県及び各市町の移住支援施策等を紹介することを目的とした「兵庫県移住ガイドブック」を作成する。

## 3 事業期間

委託契約締結日から令和8年10月22日（木）まで

## 4 業務内容

受託者は、上記目的を達成するために、下記の点を踏まえながら兵庫県移住ガイドブック（以下「ガイドブック」）の冊子版及び電子版の作成を実施する。

### （1）紙面デザイン等について

- ・本県への移住希望者だけでなく、具体的な移住先が決まっていなかったり又は本県をよく知らない移住検討者もターゲットに含め、本県の魅力や移住後の暮らしのイメージがわかりやすく伝わるガイドブックタイトル・デザイン・内容とすること。
- ・ガイドブックはデザイン性を重視し、イラストや写真等を用いて分かりやすく、デザインイメージは冊子全体で統一すること。
- ・デジタルコンテンツと融合させる（PR動画等へのリンク先QRコードを掲載する等）など紙面上だけでは伝えきれない本県の魅力が効果的に発信できる内容とすること。
- ・ガイドブックの活用用途は移住相談窓口への配架や移住イベントでの配布を想定しているため、視認性の高さや手に取りやすさなども考慮するなど、用途に応じたコンセプトや仕様とすること。
- ・デザインするうえで必要に応じてロゴマーク、ロゴタイプ、キャッチフレーズ等を設定すること。
- ・紙面デザイン・レイアウトの決定については県と協議の上、最適なものになるまで調整を行うこと。
- ・内容等の決定後、校正、色校正を行い、県の指示に基づいて印刷・製本を完了すること。
- ・本県HP「兵庫で暮らせば…」との連携を考慮した内容とすること。
- ・ガイドブックに掲載する施設及び移住者等への取材・調整等については原則として受託者が行うこととし、県は適宜協力するものとする。
- ・業務に必要な資料の収集や写真等の撮影は受託者が行うものとし、県は既存資料や写真の提供など受託者の業務の遂行に適宜協力するものとする。

### （2）掲載内容について

ガイドブックには以下内容を含むこととし、最終的な内容及び構成については、県と協議のうえ決定するものとする。

- (ア) 本県の地図（鉄道・道路・各地からの交通アクセス等が記載されたもの。）
  - ・市町の位置及び主要交通図を含めた兵庫県の地図を掲載すること。
  - ・県外から兵庫県へのアクセス（特に東京、大阪、福岡を中心とした都市圏からのアクセス）について交通手段別に所要時間とあわせて掲載すること。
  - ・県内のアクセス（豊岡から神戸、神戸から丹波など）についてもおおよその所要時間とあわせて掲載すること。
- (イ) 本県の魅力（五国の特色、豊かな食文化、多彩な観光・レジャーなど）
  - ・兵庫になじみのない方にも兵庫での暮らしに魅力を感じるような親しみやすい内容とすること。また、全国ランキングを活用する等、他県と比較して兵庫県の魅力を伝える内容も盛り込むこと。
- (ウ) 先輩移住者へのインタビューによる暮らし・仕事の紹介
  - ・兵庫県の五国（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）各地域から1組ずつ、先輩移住者のインタビュー記事を掲載すること。
  - ・取材日程や取材場所の調整は、対象者と受託者間にて行うものとする。
- (エ) 本県HP「兵庫で暮らせば…」の紹介
  - ・兵庫県公式移住メディアサイト「兵庫で暮らせば…」を、URLやQRコードとともに紹介すること。
- (オ) 兵庫県移住相談窓口の紹介
  - ・東京、大阪、神戸に設置している兵庫県移住相談窓口について、各所在地や開設時間、連絡先とともに紹介すること。
- (カ) 県内41市町の紹介
  - ・情報を羅列するのではなく、市町名、人口、兵庫県内での位置図等の基本情報及び各市町の魅力やアピールポイントが一目でわかるような構成とする。
- (キ) 本県の移住支援制度の紹介
  - ・その他、本県の地域創生及び移住促進に関する施策等の紹介を掲載すること。

## 5 校正

文字・デザイン等の校正3回（1ページにつき）、色校正2回 程度

## 6 ガイドブック（冊子版）の仕様

作成目的やコンセプト、活用用途、配架場所を踏まえた最適な仕様を提案すること。

なお、参考として、昨年度作成したガイドブック仕様を以下記載するが、コンセプトと合致し効果的な活用が見込める仕様案がある場合、その提案を妨げるものではない。

〈昨年度仕様〉

規 格：A5版、縦・横書き

ペー ジ 数：両面刷り、表紙・裏表紙含め64ページ以上

ペー ジ 構成：上記「4（2）掲載内容について等」に基づき製作  
（内容は県と協議の上決定）

色 数：4色印刷（フルカラー）

製 本：無線綴じ（左綴じ）

紙 質：表紙 上質紙135kg以上の厚さ  
本文 上質紙90kg以上の厚さ

【参考】ガイドブックの用途について

- ・移住イベント内でイベント参加者に配布
- ・各移住相談窓口にて配布
- ・本県公式移住HP「兵庫で暮らせば…」においてデータ掲載

## 7 成果物

- ① ガイドブック（冊子版） 2,000 部
- ② ガイドブック（電子版） PDF データ
- ③ ガイドブックの版下データ（再編可能なデータ）
- ④ 当該業務において使用した画像データ等の素材  
（データをUSBメモリ等の媒体に保存して納品）
- ⑤ 業務完了報告書  
（紙媒体と別に電子媒体（PDF等）でも提出すること。）

## 8 委託価格（契約上限額）

4,659,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 9 納期限

令和8年10月22日（木）

## 10 納品場所

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁地域振興課

## 11 秘密保持

- ・受注者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。
- ・受注者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- ・委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- ・委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

## 12 情報セキュリティ

- ・本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- ・受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (ア) 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
  - (イ) 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分をBCCに設定すること。
  - (ウ) 重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
  - (エ) 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

### 13 その他

- ・取材写真撮影、イラスト制作にかかる費用、著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。
- ・委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て県に帰属する。後年度に県において、改変し再版・発行できるものとする。また、県HP等の県の電子媒体上で、ウェブブック（デジタルブック）等に変換し、公に閲覧できるものとする。なお、従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記すること。
- ・提案をする際は、全体構成イメージを作成し、提示すること。
- ・上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組等がある場合は、提案をすること。
- ・制作するリーフレットへの広告掲載は認めない。
- ・委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。
- ・この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は県と受託者が協議して決定するものとする。また、本仕様書は業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ・県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除等ができるものとする。
- ・受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し、すべての責任を負うものとする。